

尾道市立大学後援会図書費（研究費）規程

（昭和56年6月18日）

第1条 尾道市立大学教員が、研究のための費用を、公費をもって支弁することができないときは、この規程により、尾道市立大学後援会予算からこれを支給することができる。

付 則

この規程は、昭和56年7月1日から施行する。

付 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成3年11月21日から施行する。

付 則

この規程は、平成16年5月22日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年5月26日から施行する。